

大分県報

令和八年
号外（四〇）
三月三十一日

（火曜日）

目次

監査委員訓令

大分県監査委員事務局処務規程の一部改正……………

○監査委員訓令

大分県監査委員訓令第一号

大分県監査委員事務局

大分県監査委員事務局処務規程（昭和四十八年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県代表監査委員 長 谷 尾 雅 通

第二条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号及び第三号中「事務を」を「事務を、」に改め、同条に次の一号を加える。

五 班総括 大分県監査委員事務局規程（平成四年大分県監査委員告示第一号）第四条第一項に規定する参事（総括）、課長補佐（総括）及び主幹（総括）をいう。

第六条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「ともに」を「共に」に、「次長の」を「の」に改め、同条第四項本文中「参事（総括）」を「班総括（当該班の所掌に関する事項に限る。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「参事（総括）」を「班総括」に改める。

第十条第二項中「職員が作成した電磁的記録について行う職に係る」を削り、「大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）」を「大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）」に改め、同項後段中「職に係る」を削り、「職証明カード管守者」を「電子署名記録媒体等（電子署名記録媒体及び電子署名システムの利用に係るID、パスワード等をいう。）の管理責任者（以下「管理責任者」という。）」に改める。

別表第一の事務局長専決事項の項の第二号中「課長」を「及び課長」に改め、同項の第四号中「課長」を「及び課長」に、「振替え等」を「振替等」に改め、同表の課長共通専決事項の項の第三号中「振替え等」を「振替等」に改め、同表の総務・財援監査班班総括専決事項の項の第十号中「第九条」を「第九条第一項」に、「集中管理車配車申込書」を「集中管理専任車配車申込書」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。